

議案第 67 号

向日市手数料条例の一部改正について

向日市手数料条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 25 日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市手数料条例の一部を改正する条例

向日市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正		現 行	
別表 1		別表 1	
徴収する事務	金額	徴収する事務	金額
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部に関する証明	1通につき450円 <u>（多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付については350円）</u>	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部に関する証明	1通につき450円
略		略	
公租公課に関する証明	1件につき300円 不動産に関する証明については、土地は3筆につき、建物は3棟につきそれぞれ1件とする。 <u>（多機能端末機による交付については200円）</u>	公租公課に関する証明	1件につき300円 不動産に関する証明については、土地は3筆につき、建物は3棟につきそれぞれ1件とする。
略		略	
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票及び	1件につき300円 <u>（多機能端末機による交付については200円）</u>	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票及び	1件につき300円

戸籍の附票の写しの 交付	円)	戸籍の附票の写しの 交付	
印鑑登録に関する証 明	1件につき300円 <u>(多機能端末機によ る交付については200 円)</u>	印鑑登録に関する証 明	1件につき300円
略		略	

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行する。